

税理士による無料申告相談並びに確定申告及び市・県民税申告の受付を次の日程で行います。

1. 税理士による無料申告相談(パソコンによる申告書作成)

期 日	受 付 時 間	会 場
2月3日(月)	午前10時～午後4時	すこやかセンター 2階 会議室1

○ 年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興所得税の申告書(事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失等の繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の方は除きます。)を作成して提出します。

○ 医療費控除を受ける方は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください(申告書や明細書等の様式は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で入手できます。)

○ 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

○ 用紙の配布のみは行いません。

○ 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

※ パソコンによる申告書の作成を行います。

※ 成田税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」(ハガキや封書)が届いている方は、ご持参ください。

※ 成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある方は、その際の控えをご持参ください。

2. 確定申告及び市民税・県民税申告の受付

富里市役所での申告は、次の日程で行います。詳しくは「広報とみさと2月1日号」でお知らせします。

- 医療費控除を受ける方は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください(申告書や明細書等の様式は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で入手できます。)
 - ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
 - 富里市役所の会場で相談できない申告(成田税務署の申告書作成相談会場で申告してください。)
- 住宅借入金等特別控除(初めて受けられる方・連帯債務のある方)、譲渡所得(株式・土地・建物の売却等)の申告、災害の控除(雑損控除等)のある申告、青色の確定申告、事業等を開始された初年度の申告、贈与税の申告など

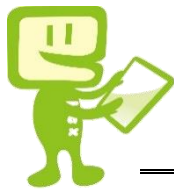
期 間	受付時間	会 場
2月17日(月)～ 3月16日(月) ※土日、祝日を除く	<p>■個別相談 午前9時～正午 午前の個別相談は40名までとなりますのでご了承ください。</p> <p>■住民税申告(提出のみ含む。) 午前8時30分～正午</p> <p>■個別相談 午後1時～午後3時30分 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。</p> <p>■住民税申告(提出のみ含む。) 午後1時～午後5時</p>	<p>すこやかセンター2階 健診準備室</p> <p>富里市役所</p> <p>すこやかセンター ← 申告会場</p> <p>中央公民館</p> <p>J A 富里市</p> <p>飯庁舎</p> <p>旧保健センター</p>

※ 個別相談の順番は、8時20分までに複数の人が受付に来たときは、抽選を行い決めています。抽選以後は先着順となります。警備上・防犯上の理由から行っているものですのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

成田税務署 TEL0476-28-5151(代表)
※お電話は自動音声にてお受けし、御用件に応じて担当者がお応えします。

富里市課税課 TEL 0476-93-1111(代表)
市民税班 TEL 0476-93-0443(直通)



成田税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部 1-15 TEL0476 (28) 5151 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設期間

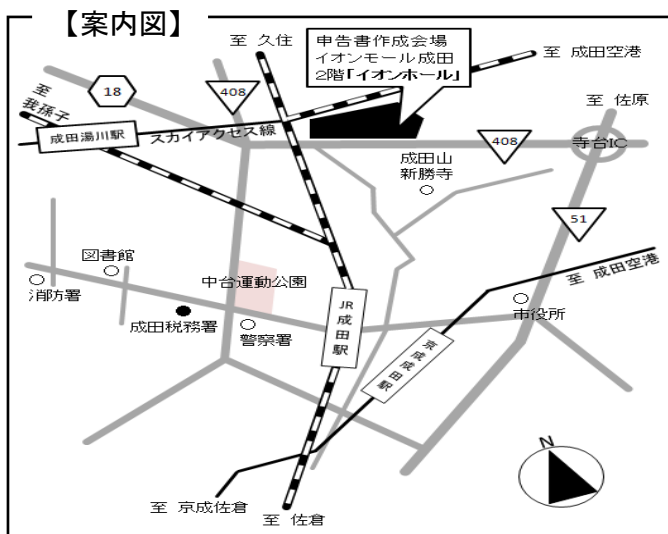
会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月)～ 3月16日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール成田 「イオンホール」	成田市 ウイング土屋24	【受付】 9:00～16:00 (提出は17:00まで)

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

- 上記期間を含め、成田税務署内に申告書作成・相談会場はありません。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- 会場(イオンモール成田)では、次の手続等は行っておりませんので、直接税務署へご来署ください。

◆相続税の相談◆国税の納付◆納税証明書の請求・発行◆申告書の閲覧サービス◆開示請求 など



電車・バス

JR 成田駅または京成成田駅下車
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から
千葉交通バス
「イオンモール成田」行き乗車
「モール東・イオン成田店」バス停下車
が便利です。

※ 午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できませんのでご注意ください。)

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

検索

STEP 国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

2 申告書を作成

STEP 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

3 e-Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



(裏面もご覧ください。)